

児童数の増加に伴う指定校変更に関する取り扱いについて(お知らせ)

調布市教育委員会では、住所により通学区域を定め、「指定校」として、就学すべき学校を指定することで、継続的に学校経営を維持できるよう努めております。その中で、通学区域制度の弾力的な運用を目的として定めた基準（「指定校変更審査基準」といいます。）に該当し、受け入れる学校（希望校）の施設状況により受入が可能と判断される場合において、就学する学校の変更申請をすることができる制度を設けています。※「指定校変更審査基準」については、下記2を御確認ください。

他方、一部の小学校では、特に大規模なマンションをはじめとする住宅開発等による、児童数の著しい増加に伴い、施設面の課題（教室不足）が見込まれることから、更なる指定校変更の制限に取り組む必要があり、新入学児童の保護者から希望があっても、原則として、「兄又は姉が通学している」、「近い将来（年度内に）転居することが確実である」場合などに限定しており、在校生が学区外へ転居する場合は、継続して通学していただける期間に制限を設けております。

保護者の皆様におかれましては、こうした状況について改めて御理解をいただくとともに、下記につき、特段の御留意をいただきますようお願いいたします。

記

1 調布市内の受入制限校

第一小学校・第二小学校・滝坂小学校 上ノ原小学校・若葉小学校	理由：学区内の児童数増加のため
-----------------------------------	-----------------

2 主な指定校変更審査基準(調布市にお住まいの方で指定校以外の学校への通学を希望する場合)

1	転居等により現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。 ※受入制限校は承認期間に制限あり。
2	近い将来（1年以内に）、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。
3	指定校へ通学するよりも明らかに通学距離が短縮される隣接校への通学を希望するとき。
4	通学区域の境界に居住する場合で、隣接校への通学を希望するとき。 ※ 居宅の玄関が学区境の道路に面している場合のみ。
5	共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき。（承認期間は最長2年間です。） ※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週30時間以上の勤務を行っている場合を指す。
6	自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき。（承認期間は最長2年間です。） ※ 緊急時にその勤務地に子どもを引き取ることが可能であること。
7	共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童がいったん親類宅等に下校する場合、その親類宅等がある学区の小学校への通学を希望するとき。（承認期間は最長2年間です。） ※ 預かる者には、保護者と同等の責任が生じる。
8	児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。
9	兄及び姉が通学している小学校への通学を希望するとき。（転入学の時点で、兄姉が卒業している場合は除く。）
10	健康上の理由により、学校を変更することがのぞましいことが医師の診断書で明らかなき。

※ 審査基準の詳細については、調布市ホームページから次のとおり御確認ください。

トップページ>子育て・教育> 学校・就学 > 入学・転入・転校 > 通学区域外の学校へ就学を希望する方へ > 指定校変更承認基準 又は 指定校変更申請添付書類について

### 3 転居に伴い現に通学している学校に引き続き通学を希望する場合

転居先が決まったら、必ず学校に連絡のうえ、学校長又は副校長と面談を行い、継続して通学することの内諾を得てください。

なお、指定校変更継続が認められる期間は次のとおりです。

#### (1) 受入制限校

	隣接学区への転居	隣接学区以外への転居 及び市外への転出
1～4年生	学期末 または 学年末まで	学期末まで
5・6年生	最長で 卒業まで	

※ 受入制限校に通学する兄弟が5年生以上の場合、その弟妹の承認期間は、最長で兄弟が卒業するまで

#### (2) (1)以外の学校

学校長が認めた期間まで

### 4 指定校変更の制限に係る取り扱いのQ&A

#### (1) 転居等により現に通学している学校に引き続き通学をする指定校変更について

(P.1 「2 主な指定校変更審査基準 1」の場合)

Q 1 過去に指定校変更をして、すでに卒業まで承認をされている場合でも、兄弟の卒業と同時に弟妹は転校しなければならないのですか。

A 2 すでに卒業まで指定校変更の承認を受けている児童については、学年に関わらず、卒業まで希望する学校に通学することが可能です。ただし、すでに卒業まで指定校変更の承認を受けている場合でも、転居等に伴い住所が変更となった場合は、上記3の運用が適用されます。

Q 2 兄弟姉妹がいる場合の運用方法はどのようになりますか。

A 2 兄弟の学年によって、承認期間が異なります。転居後も継続して現に通学している学校に通学を希望する場合、兄弟が2～4年生の場合は、兄弟（姉妹）全員が、学期末又は学年末までとなります。兄弟が5・6年生の場合は、最長で兄弟が卒業するまでとなります。兄弟の卒業と同時に、弟妹は原則転校となります。

例) 兄弟（姉妹）の年齢差 1歳差

承認期間		学年末まで	学年末まで	学年末まで	兄弟の卒業まで	兄弟の卒業まで	転校
転居時の学年	兄弟	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
	弟妹	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

兄弟による指定校変更申請  
弟妹：兄弟の卒業まで

指定校変更再申請  
弟妹：卒業まで希望

※このときの制限内容によって承認・不承認を決定  
(学校の児童数が多い場合等は受入不可)

Q 3 兄弟の卒業年度に弟妹が5年生以上なら、再度の継続申請が可能ですか。

A 3 弟妹の卒業までの指定校変更については、弟妹の再度の継続申請時の制限内容によって変わります。

Q 4 兄弟姉妹がいる場合で、兄弟の卒業時に弟妹が4年生以下の場合にはどのように考えればよいですか。

A 4 弟妹が4年生以下の場合は、兄弟の卒業と同時に原則転校となります。特段の事情により継続を希望する場合は、教育委員会に御相談ください。

例) 兄弟（姉妹）の年齢差 2歳差

承認期間		学年末まで	学年末まで	兄弟の卒業まで	兄弟の卒業まで	転校	
転居時の学年	兄弟	3年生	4年生	5年生	6年生		
	弟妹	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

兄弟による指定校変更申請  
弟妹：兄弟の卒業まで

弟妹：特段の事情がない限りは転校

Q 5 既に指定校変更で受入制限校に通学しているが、その後転居した場合はどのように扱うのですか。

A 5 既に指定校変更の承認を受けている方については、以下のケースが想定されます。

例) 布田2丁目(八雲台小学区)在住だが、新入学時に第一小学校に指定校変更して通学している場合

**ケース1** 転居先が現在通学している学校の学区内の場合

布田2丁目(八雲台小学区)から布田1丁目(第一小学区)に転居する場合

現在通っている学校が指定校となるため、手続きは不要です。(継続して通学できます。)

**ケース2** 転居先が現在通学している学校の学区外の場合①(転居先が同じ町丁内)

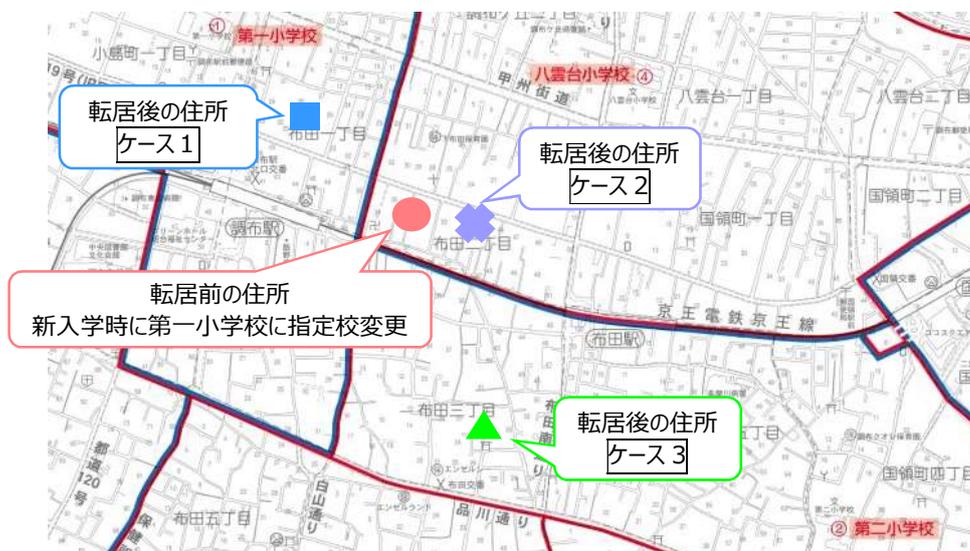
布田2丁目(八雲台小学区)から同じ布田2丁目(八雲台小学区)に転居する場合

新入学時の指定校変更は住所が変わった時点で失効となります。現在の学校に継続して通学を希望する場合は、再度、指定校変更申請が必要ですので、学校長と面談し、内諾を得たうえで申請を行ってください。なお、受入制限校については承認期間に制限があります。

**ケース3** 転居先が現在通学している学校の学区外の場合②

布田2丁目(八雲台小学区)から布田3丁目(第二小学区)に転居する場合

再度、指定校変更申請が必要ですので、学校長と面談し、内諾を得たうえで申請を行ってください。なお、受入制限校については承認期間に制限があります。



Q 6 A 5の**ケース2**において、転居前の住所から近く、通学路も転居前と同じ場合でも、継続して指定校変更を認めてもらえないのですか。

A 6 住所を変更した時点で、それまでの指定校変更の承認は失効します。このため、同一マンション内や隣家への住所変更を含め、継続して現に通学をしている学校への通学を希望する場合は、改めて指定校変更申請が必要となります。なお、申請時の基準で承認・不承認の審査を行いますので、承認期間が短くなる場合があります。(以前承認されていた場合であっても、申請時における基準に基づく審査となるため、必ずしも同様に承認されるとは限りませんので、御留意ください。)

## (2) 家庭環境による場合の指定校変更について

(P.1 「2 主な指定校変更審査基準 5・6・7」の場合)

Q 1 最長2年までの承認とするのはなぜですか。

A 1 保護者の現況を把握するために、最長2年の区切りを設けています。指定校変更の受入制限の見直しの一環として、公平性を確保するためです。本件に関する指定校変更については、保護者の申請内容に変更がない場合は、原則、承認期間満了後の再申請については承認となります。ただし、承認後に新たに受入制限校となった学校では、承認期間満了後の再申請があった場合でも、原則不承認となります。

